

平成 27 年 10 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社 技研製作所  
代表者名 代表取締役社長 北村 精男  
(コード番号 6289 東証第 2 部)  
問合せ先 管理部部門リーダー 水戸部 正智  
(T E L 088-846-2933)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年10月8日開催の取締役会において、平成27年11月25日開催予定の株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、社外取締役および社外監査役に加えて、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間に責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第26条および第31条に所要の変更を行うものです。なお、現行定款第26条を変更する議案の提出については、各監査役の同意を得ております。

#### (2) 定款変更の内容

具体的な変更内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第 26 条 (条文省略) (新設)	(取締役の責任免除) 第 26 条 (現行どおり) ② <u>当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で、 <u>会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>
(監査役 of 責任免除) 第 31 条 (条文省略) ② 当社は、 <u>社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>	(監査役 of 責任免除) 第 31 条 (現行どおり) ② 当社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

#### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年11月25日 (水)  
定款変更の効力発生日 平成27年11月25日 (水)

以 上